

# 日中韓の高等教育の質保証制度

小林 勝 法 (文教大学国際学部)

佐藤 正 伸 (文教大学教育学部)

## Quality Assurance System of Higher Education in Japan, China and Korea

KOBAYASHI KATSUNORI, SATO MASANOBU

(Faculty of International Studies, Bunkyo University)

(Faculty of Education, Bunkyo University)

### はじめに

世界貿易機構 (WTO) の「サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)」に見られるように、教育市場も自由化の対象となっている。そのため、高等教育のグローバル化が急速に進展している。各国で増加する留学生のほか、大学教員の流動性の高まりや大学の海外進出、eラーニングといった新たな形態での国境を越えた高等教育が出現している。その結果、高等教育の質と信頼性、学位の認証等に関して新たな課題がうまれている。そこで、国際連合教育科学文化機関 (ユネスコ) と経済協力開発機構 (OECD) は「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン」<sup>1)</sup> を2005年に作成した。このガイドラインには190以上の国が参加しており、各国は教育の質保証に取り組んでいる。

特に、先進国は独自の取り組みを始めている。例えば、アメリカではア krediteーション(大学間の自発的な質保証システム)に連邦政府が積極的に関与したり、ヨーロッパでは国を越えた質保証システムを整備し、欧州高等教育圏の実現をめざすなど国際的競争の様子を呈している<sup>2)</sup>。

日本では日本学術会議が文部科学省からの依頼を受け、「教育課程の参照基準」を約30の分野で作成する取り組みを2008年から始めている。そして、体育学については全国体育系大学学長・学部長会が2011年に「体育・スポーツ学分野における教育の参照基準」を策定している<sup>3)</sup>。中華人民共和国 (以下「中国」) では1990年代に高等教育関係の法制定を相次ぎ、近代化を進めてきた。近年では大衆化が著しく進行し、教育の質保証の取り組みが重要課題となっている。そして、大韓民国 (以下「韓国」) では、2003年以降、定員割れを起こしている大学に対し閉校を促す政策がとられ、各大学はそれを回避すべく、積極的に教育の質向上に努めている。

また、日中韓の政府は、学生や教員の留学・移動を活発にして人材を育成する「キャンパス・アジア」構想の実現に取り組んでいる<sup>4)</sup>。その連携の際に必要なのが、3ヶ国で異なる教育制度や質保証への理解である。本稿では、3ヶ国の高等教育制度や政策、質保証の実際について、主に文献や統計資料による比較研究を行う。

## I. 日本

### 1. 高等教育制度とその概況

日本の人口は約1億3千万人で、生産年齢人口（15歳～64歳）は約8,170万人、18歳人口は約120万人である。高等教育機関は大学と短期大学、高等専門学校で、2012年現在、大学数は783校、短期大学が372校、高等専門学校が57校である。これらの学生数の合計は約300万人で、大学1校あたりの学生数は約3,700人である<sup>5)</sup>。通学制の高等教育機関への進学率は57.2%である<sup>6)</sup>。

高等教育に関する法令の中で、大学教育に関する主なものは「教育基本法」や「学校教育法」「学校基本法施行規則」「大学設置基準」「学位規則」である。

### 2. 設置認可と大学評価制度

高等教育行政を担っているのは文部科学省であり、大学の設置認可権限は国公立を問わず文部科学省にある。大学を設置するのに必要な最低の基準を定めた文部科学省の省令が「大学設置基準」であり、これを満たしていないと設置が認可されない。そして、設置後もこの基準を満たしていることが求められる。

高等教育評価制度としては、まず、大学による自己点検・評価が、「大学設置基準」によって1991年より努力義務化された。その後、2002年に義務化され、現在では「学校教育法」第109条に「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定められている。

そして、7年を周期とする第三者評価（認証評価）が「学校教育法」第109条に定められ、2004年から導入された。認証評価は、大学が行った自己点検・評価をもとに（公財）大学基準協会などの国から認証された評価機

関が実地調査を踏まえて評価するもので、評価項目は文部科学省令によって定められており、表1に示す通りである。そして、認証評価の結果は社会に公表されている。

### 3. 情報公開制度

情報公開については、1999年に改正された「大学設置基準」から段階的に進められてきた。そして、2010年の「学校教育法施行規則」改正によって、公表すべき教育情報が明確化された。現在では、「学校教育法」第113条および「学校教育法施行規則」第172条、「大学設置基準」第2条、「私立学校法」第47条などによって表2に示す事項が公刊物やウェブサイトで公開することが義務づけられている。そして、このような教育情報をデータベース化して、活用と公表を促進する基盤として「大学ポートレート（仮称）」を整備することが検討されている。

### 4. ファカルティ・ディベロップメント (FD)

1999年に「大学設置基準」でFDに努めることが規定された。2008年には同基準が改正され義務化され、第25条の3に「大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。」と規定されている。文部科学省の調査によると2009年度にFDを実施した大学は99%にのぼっており、具体的には研修会や講演会、教員相互の授業参観などとなっている<sup>7)</sup>。

## II 中華人民共和国

### 1. 高等教育制度とその概況

中国の人口は約13億3,900万人(2010年国勢調査)で、生産年齢人口(15歳～59歳)は9億3727万人(2012年)である。高等教育機関は4～5年制の大学と2～3年制の高等職業技術学院、成人大学などである。2011年現在、

表1 高等教育評価の評価項目

日本(2004～)	中国(2011～)	韓国(2001～2008)
1.教育研究上の基本となる組織	1.学校経営理念とリーダーシップ	1.教育及び社会奉仕
2.教員組織	2.教員	2.研究及び産学研究協同
3.教育課程	3.教育の条件と利用	3.学生及び教職員数
4.施設及び設備	4.専攻とカリキュラム	4.教育条件及び支援体制
5.事務組織	5.質管理	5.財務及び経営
6.教育研究活動等の状況に係る情報の公表	6.学校の勉強雰囲気と学生指導	6.発展戦略及びビジョン
7.財務	7.教育の質	
8.その他、教育研究活動等に関すること。		

出典：  
 「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」  
 「普通高等教育学校本科教育合格評価指標体系」  
 『韓国高等教育質保証インフォメーション・パッケージ』(文献22)

表2 高等教育機関の情報公開項目

日本	中国	韓国
1. 教育研究上の目的	1. 基本情報(機関名、規模、ミッション、組織構成、役員等)	1. 学則等、管理運営に関する規定
2. 教育研究上の基本組織	2. 機関の規程や制度	2. カリキュラム編成及び運営等に関する事項
3. 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	3. 発展計画及び年度業務計画	3. 学生の選抜方法及び日程に関する事項
4. 入学者の受入方針及び入学者数、収容定員及び在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学及び就職等の状況	4. 学生募集と学位授与、就職状況	4. 定員充足率、在学生数等、学生の現況に関する事項
5. 授業科目、授業の方法と内容、年間の授業計画	5. 教育内容と環境、評価結果	5. 卒業後の進学及び就職状況等、学生の進路に関する事項
6. 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準	6. 奨学金や学費免除	6. 本務教員の現況に関する事項
7. 校地、校舎等の施設・設備など教育研究環境	7. 教職員の人数や任用方法	7. 本務教員の研究成果に関する事項
8. 授業料、入学料などの費用	8. 費用徴収	8. 「高等教育法」の是正命令等に関する事項
9. 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援	9. 財務関係	9. 予算・決算の内訳等、大学及び法人の会計に関する事項
10. 自己点検・評価	10. 危機管理	10. 大学の発展計画及び特性化計画
11. 財務諸表と事業報告書	11. 国際交流	11. 教員の研究や学生に対する教育及び産学協力の現況
	12. その他	12. 図書館及び研究に対する支援の現況
		13. その他(教育条件及び大学運営状況等の情報に関する事項)

出典：  
 「学校教育法施行規則」第172条の2 「高等学校信息公开办法」 「私立学校法」など  
 「教育関連機関の情報公開に関する特例法」

通学制の大学数は2,422校で、そのうち大学が1,129校、高等職業技術学院が1,293校である。これらの学生数の合計は約2,320万人で、大学1校あたりの学生数は約9,600人である。大学への進学率は26.9%である<sup>8)</sup>。「中華人民共和国高等教育法」によって、高等教育機関が法人格を持つことが定められ、大学の自主権が拡大してきている。また、中央政府

が所管していた機関の多くは地方に移譲されている。

高等教育に関する法令の中で、大学教育に関する主なものは「中華人民共和国教育法」や「中華人民共和国高等教育法」「中華人民共和国学位条例」「中華人民共和国教師法」「職業教育法」「民営教育促進法」「普通高等教育機関設置に関する暫定条例」などである。

文化大革命（1966年～1977年）終結後に「中華人民共和国学位条例」（1980年）が定められ、これを皮切りに、高等教育制度が整備されてきている。1998年の「21世紀に向けた教育振興行動計画」（教育部）<sup>9</sup>では、高等教育の規模拡大を目指しており、実際に高等教育機関の進学率は2006年には21%となって大衆化段階に入った。さらに、2010年の「国家中長期教育改革及び発展計画要綱」<sup>10</sup>では、2020年までに入学率を40%にするという計画を立てている。このような大衆化に加えて、グローバル化にも取り組んでおり、1995年から始めた「211工程」では、21世紀に100校程度を重点的に強化して世界のトップレベルに追いつき追いつくことを目指している<sup>11</sup>。

## 2. 設置認可と大学評価制度

高等教育行政を担っているのは国家教育部であり、大学の設置認可権限は国公立を問わず教育部にある。「普通高等教育機関設置に関する暫定条例」は大学を設置するのに必要な最低の基準を定めた教育部の条例であり、これを満たしていないと設置が認可されない<sup>12</sup>。

大学評価については、法によって定められている。「中華人民共和国教育法」第24条には「国家は視学制度及び学校その他の教育機関の評価制度を実施する。」<sup>13</sup>と定められ、「中華人民共和国高等教育法」第44条では「高等教育機関の運営水準、教育の質について、教育行政部門の監督及び教育行政部門が組織する評価を受ける。」<sup>14</sup>と定められている。実際の大学評価の取り組みは1990年に国家教育委員会（当時）から「普通高等学校教育評価暫定規定」<sup>15</sup>が公布され、試験的に実施された。そして、2003年からは5年周期で行うことが定められ、2004年には評価を行う教育部高等教育教学評価センター<sup>16</sup>が設立された。そして、2008年までに589校の

大学が評価を受け、その結果はホームページで公開されている<sup>17</sup>。評価は自己評価と実地調査を踏まえて行われるが、現在の評価指標は表1の通りである<sup>18</sup>。また、この制度では評価後1年以内に改善に取り組むことが義務づけられている。

## 3. 情報公開制度

2010年に施行された「高等教育機関情報公開規程」<sup>19</sup>によって、高等教育機関は表2に示す12項目の情報を公開することが定められている。多くの高等教育機関はホームページを通じて情報公開しているが、制度が始まってから1年後の2011年に行われた調査によると財務関係の情報はほとんど公開されていないことが指摘されている<sup>20</sup>。

## 4. ファカルティ・ディベロップメント (FD)

FDに関する活動は古くは1953年に「高等学校教師進修暫行弁法」が公表されてから始まったとされている<sup>21</sup>。1985年には北京師範大学と武漢大学に全国FDセンター（全国師質培訓中心）が設置され、その後全国の6つの行政区に1つずつFDセンターが設置され、取り組まれている。具体的には、新任教員研修や教授法研修、国内外研修、社会実践研修などが行われている。

## III 大韓民国

### 1. 高等教育制度とその概況

韓国の人口は約5,000万人(2012年)で、生産年齢人口(15歳～59歳)は約3,500万人(2012年)である。大学入学年齢は日本と同じく18歳で、その人口は約65万人である。

韓国では、大学院を除くと7種の高等教育機関がある。その種別と2012年時点での機関数は、大学が189校、産業大学が2校、教育大学が10校、専門大学が142校、放送通信大学(サイバー大学、遠隔大学を含む)が22

校、技術大学が1校、各種学校が5校である<sup>22)</sup>。

第二次世界大戦後、高等教育制度は政府が統制し、機関数・収容定員数も抑制されていた。しかし、学歴が就職に強く影響する社会風土であった上、機関数・収容定員数が少なかったことから、進学機会が与えられない市民の不満は高かった。政治の民主化もあり、この不満を解消するため、1980年代以降の政権は高等教育機関数・収容定員数を増やす政策に転じ、大学院を含めた高等教育機関数は1970年代の168校から429校と激増した<sup>22) 23)</sup>。

さて、韓国の高等教育機関は7種あることから「大学進学率」の算出も報告者によって異なる。しかし、「高等教育に定める大学に進学する者の割合」は概ね80%以上ととらえられる<sup>24) 25) 26)</sup>。また、大学の収容定員は約57万人であり、2004年に大学全入時代を迎えたと考えられている。結果、大学教育の質の低下が危惧されおり、例えば、金は、OECDによる中・高校生の学力測定結果（PISA調査）が世界有数の高さであることに比して、韓国主要大学の国際評価が低いことを指摘している<sup>27)</sup>。このような状況下、政府は、経営状態を含め、教育の質が劣悪な大学に対しては廃校を勧告するようになっている<sup>24) 25)</sup>。

## 2. 設置認可と大学評価制度

高等教育行政および設置認可を担っているのは教育部である。大学の設置や運営に関する法令は、国公立の大学すべてに適用される「大学設立および運営に関する法律」や「大学設置運営規程」「大学設置運営規程規則」がある。また、設置者別、機関種別の設置に関する法律や、特定国立大学の運営に関する法令も制定されている<sup>23)</sup>。

高等教育評価制度の歴史は古く、第二次世界大戦終了後の新教育制度から始まっている。1982年以降は各大学が自律的に自己評価を

実施していたが、教育の質の低下が危惧され、1992年以降、政府主導の評価となった。韓国大学教育協議会によって、表1に示す観点から大学評価が行われたが、分野が異なっても画一的に評価することなどに不信や不満が多く、多くの大学が不参加という事態に陥り、現在の制度となった<sup>22) 28)</sup>。

現在の制度は、「各大学による情報公示」→「自己評価」→「外部評価」→「評価結果による政府による財政支援」という流れをとる。このうち、「各大学による情報公示」については表2に示す13観点（項目数は55）について行われているが、「自己評価」の評価項目は各大学に委ねられている<sup>22) 28)</sup>。なお、「外部評価」については担当機関が大学教育協議会に決まったものの、方法は検討中であり、新制度は「構築中」と評せる<sup>22) 28)</sup>。

## 3. 情報公開制度

大学の情報公開は「教育関連機関の情報公開に関する特例法」（2008年施行）に基づく。同法では表2に示す13観点の公開を義務づけている。なお、各大学の情報は情報公示サイト（<http://www.academyinfo.go.go>）で閲覧することができる<sup>22)</sup>。

ところで、同法の第1条では、制度の目的として「国民の知る権利の保障」を示している。つまり、当該大学の状況を国民にさらし、その評価や審判を受けさせるという意図があり、新たな大学評価制度ととらえられる。なお、本法は、大学のみならず、小中高等教育機関と教育行政機関および教育研究機関も対象としている<sup>22)</sup>。

## 4. ファカルティ・ディベロップメント (FD)

制度という観点で、韓国のFDはアジア諸国の先駆である。1970年代から、文教部は各大学に教育に関する調査研究課題を多数課し、結果、大学教員は専門とする研究とは別



に、大学教育のあり方に関する課題に取り組まざるを得ない状況となっていた。これが今日の韓国のFDの基盤である<sup>29)</sup>。今日、FDは大学ごとに実施しているが、1980年代には、大学評価機関である韓国大学教育協議会がそれを統括していた。同協会は、新任教員を対象とした「大学新任教員研修」、全教員を対象にした「教授・学習改善研修」、課程長や学部長を対象とする「管理職教員研修」を開講していた<sup>29)</sup>。

他方、内容の観点からは課題も多い。孫は、①教員個々に教授技能の向上を求めることに偏重している、②そのため束縛感を抱き否定的にとらえる教員が多い、といった現状を報告している<sup>30)</sup>。また、実態調査をした石川らの報告も同様の問題を提示している<sup>31)</sup>。

## おわりに

日中韓の3カ国はいずれも同様に高等教育評価やFDに関して、法令の整備や制度改革に取り組んでいる。これらの取り組みについては、韓国が先行し、近年、中国が追い上げている状況に見える。しかし、その実情はどうか。本研究のような文献だけでは十分に計り知れない。そこで、今後は体育学教育に焦点を絞り、実情視察を含めて検討していきたい。

**謝辞**：本研究は2013年度文教大学学長調整金の助成を受けた「中国と韓国における大学体育と体育学教育の質保証の現状と課題」の研究成果の一部である。記して感謝する。

## 文献

- 1) ユネスコ/OECD「国境を越えて提供される高等教育の質保証に関するガイドライン（仮訳）」、2005年  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shitu/06032412/002.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/06032412/002.htm)
- 2) 中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて(答申)」、2008年、pp.8-9
- 3) 全国体育系大学学長・学部長会『体育・スポーツ学分野における教育の質保証』、2011年、pp.3-17
- 4) キャンパス・アジア  
Collective Action for Mobility  
Program of University Students  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shitu/1292771.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1292771.htm)
- 5) 文部科学省「学校基本調査（平成24年度）」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm)
- 6) 文部科学省生涯学習政策局「教育指標の国際比較」（平成25(2013)年版）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/data/kokusai/1332512.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/kokusai/1332512.htm)
- 7) 文部科学省高等教育局「大学における教育内容等の改革状況について」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/daigaku/04052801/1310269.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/1310269.htm)
- 8) 中国高等教育質量保障概況及評価制度  
[http://www.heec.edu.cn/modules/zhi liangtixi\\_d.jsp?id=1139](http://www.heec.edu.cn/modules/zhi liangtixi_d.jsp?id=1139)
- 9) 面向21世纪教育振兴行动计划  
<http://baike.baidu.com/view/486181.htm>
- 10) 国家中长期教育改革和发展规划纲要(2010-2020年)  
[http://www.gov.cn/jrzq/2010-07/29/content\\_1667143.htm](http://www.gov.cn/jrzq/2010-07/29/content_1667143.htm)
- 11) 211工程  
<http://baike.baidu.com/view/7085.htm>  
南部広孝「中国の高等教育戦略」『カレッジマネジメント』158、2009、pp.50-53
- 12) 普通高等学校設置暫行条例  
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/198612/19861200268530.shtml>
- 13) 中華人民共和国教育法  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shing](http://www.mext.go.jp/b_menu/shing)

- i/chukyo/chukyo8/gijiroku/020501hb.htm
- 14) 中華人民共和国高等教育法  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/030301de.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/030301de.htm)
- 15) 普通高等学校教育評価暫行規定  
[http://www.moe.edu.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe\\_621/200409/3193.html](http://www.moe.edu.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_621/200409/3193.html)
- 16) 教育部高等教育教學評估中心  
<http://www.heec.edu.cn/index.jsp>
- 17) 邵婧怡「現代中国大学の質保証制度」『学生の学力と高等教育の質保証』学文社、2012年、pp.195-216
- 18) 教育部办公厅关于开展普通高等学校本科教学工作合格评估的通知（教高厅[2011]2号）  
<http://www.heec.edu.cn/modules/yuanxiaopinggu.jsp?category=1>
- 19) 高等学校信息公开办法  
[http://www.gov.cn/flfg/2010-05/11/content\\_1603696.htm](http://www.gov.cn/flfg/2010-05/11/content_1603696.htm)
- 20) 劉文君「中国の大学における資金配分と評価」『大学の評価指標の在り方に関する調査研究報告書』国立教育政策研究所、2013年、pp.155-172
- 21) 黄福濤「中国のFDの動向」『FDの制度化と質的保証(前編)』高等教育草書91、広島大学高等教育研究開発センター、2007年、pp.107-111
- 22) 大学評価・学位授与機構編『韓国高等教育質保証インフォメーション・パッケージ』、2012、p.64  
[http://www.niad.ac.jp/english/overview\\_ko\\_j.pdf](http://www.niad.ac.jp/english/overview_ko_j.pdf) (2013年7月10日参照)
- 23) 水田健輔・金泰勲・金鉉玉・朴炫貞「韓国における高等教育制度と大学の設置形態」、国立大学財務・経営センター研究報告13巻『大学の設置形態に関する調査研究』、2010年、pp.15-39
- 24) 井手弘人「アジアの高等教育事情 ダイナミック・アジア(7)：韓国ここで起きているのは『未来の姿』か」『カレッジマネジメント』28(4)、2010年、pp.42-45
- 25) 松本麻人「韓国における高等教育の潮流：今、アジアの大学で起きていること」『大学マネジメント』6(12)、2011年、pp.6-9
- 26) 馬越徹「進学率81%超『ユニバーサル・アクセス』の現実」『カレッジマネジメント』、23(2)、2005年、pp.4-9
- 27) 金東光「韓国の大学教育改革の方向性問題について」、東洋大学アジア文化研究所『アジア文化研究所研究年報』41、2006年、pp.58-48
- 28) 金性希「韓国における大学評価システムの発展過程と現状：情報公示制と自己評価制の導入の意義と課題」『大学評価・学位研究11号』2010年、pp.79-96
- 29) 馬越徹「アジア諸国におけるFD活動：タイと韓国の事例を中心に（諸外国のFD/SDに関する比較研究）」『広島大学高等教育叢書 (RIHE)』12、1991年、pp.83-94
- 30) 孫準鍾「韓国におけるファカルティ・ディベロップメントの現状とその特徴」『名古屋高等教育研究』11、2011年、pp.213-230
- 31) 石川裕之・大塚雄作・及川恵「韓国の大学におけるFDの実践状況とその評価のあり方に関する調査」『京都大学高等教育叢書』29、2011年、pp.359-366

